

税金
トレンド! ZEIKIN TREND

税金の「今」
がわかる!

迫る申請期限3月31日 ※原則
2023年税制改正(案)は朗報か

インボイス制度 負担軽減措置と支援策



令和5年10月から始まるインボイス制度の準備は進んでいますか?

インボイス発行事業者となるための登録申請期限まであとわずか。未申請の方は申請の必要性を早急に検討して申請を急ぐ必要があります。

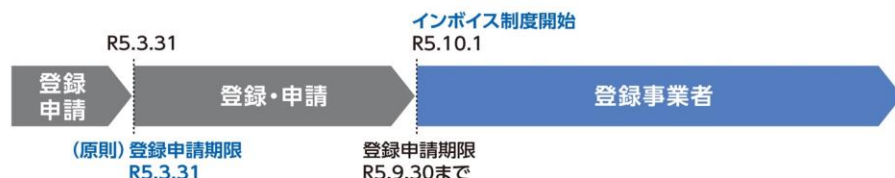
インボイス制度では、特に影響を受ける小規模な事業者の負担軽減が問題となっていました。税制改正では負担軽減策が導入される予定です。税制改正は3月中に成立し、4月から施行というスケジュールが通例ですが、今年は1月から改正案が既知の事実として財務省ホームページで広く周知されていることから、改正案どおりの可決となることが目されています。

1 登録制度の見直しと手続の柔軟化

令和5年10月1日のインボイス制度の開始に合わせて登録を受けるための申請期限は、令和5年3月31日とされています。4月以降に申請する場合において、現行の制度では、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けたものとみなす宥恕規定の適用を受けるためには、申請書に「期限までの申請が困難な事情」を記載することとされていました。

税制改正案 4月以降の登録申請であっても、9月30日までに完了したものについては、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けることが可能となります。また、申請書に記載することとなっていた「期限までの申請が困難な事情」の記載は不要となります。

留意事項 登録後、登録番号の通知が届くまでには一定の期間を有します。現状、e-Taxなら3週間、書面での提出なら2か月ほどかかるようです。今後、申請期限が近づくと、さらに事務処理日数を要することが予想されますので、お早めの申請をおすすめいたします。



2 小規模事業者向けの2割特例

税制改正 免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

対象者：免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方）

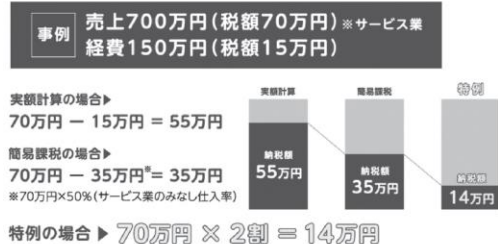
対象期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
（個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象）

ここに注目!

2割特例の適用に当たっては、簡易課税制度のような事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

留意事項

資本金1,000万円以上の新設法人である場合、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合については、2割特例の対象となりません。



3 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

税制改正

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

対象者: 消費税の基準期間における課税売上高が1億円以下(特定期間においては5千万円以下)の事業者
対象期間: 令和5年10月1日~令和11年9月30日

留意事項

少額特例は、税込で1万円未満の課税仕入れが適用対象になります。また、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなります。

4 少額な返還インボイスの交付義務免除

税制改正

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。売り手が負担する振込手数料を値引処理する場合も対象となります。

対象者: すべての事業者

対象期間: 適用期限のない恒久的な措置

留意事項

売り手が負担する振込手数料を支払手数料として処理して仕入税額控除を行う場合は、返還インボイスは必要ありませんが、買い手から振込手数料を支払った事実を証する書類(支払手数料に係るインボイス等)を交付してもらう必要があります。ただし、少額特例の対象になります。

【参照】 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf

5 支援策としての補助金拡充

① 持続化補助金

小規模事業者の免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、持続化補助金の補助上限が一律50万円加算されます。

対象: 小規模事業者

補助上限: 補助上限が50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象: 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



② IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。

対象: 中小企業・小規模事業者等

補助額: ITツール ~50万円(補助率3/4以内)※下限額を撤廃、50~350万円(補助率2/3以内)

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内)

レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象: ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、ハードウェア購入費等